

西宮市土地開発公社

「名塩さくら台」宅地分譲
パンフレット

宅地分譲申込み受付期間

令和6年7月1日(月)～令和6年7月22日(月)

申込みは郵送(簡易書留)のみ、申込者多数の場合は抽選

◎ 分譲価格等一覧表

令和6年7月1日現在

分譲番号	所在・地番	地積(m ²)	分譲価格 (万円)	契 約 保証金	坪表示 参考(約)
成約済	名塩さくら台三丁目3番1	284.83	815	1 区画 につき 100万円	86.1
②	名塩さくら台三丁目3番2	280.35	763		84.8
③	名塩さくら台三丁目3番3	249.97	680		75.6
④	名塩さくら台三丁目3番4	249.53	679		75.4
⑤	名塩さくら台三丁目3番5	250.15	680		75.6
⑥	名塩さくら台三丁目3番6	250.23	681		75.6
⑦	名塩さくら台三丁目3番7	279.29	760		84.4
⑧	名塩さくら台三丁目3番8	333.37	897		100.8
⑨	名塩さくら台三丁目3番9	254.03	699		76.8
⑩	名塩さくら台三丁目3番10	249.38	658		75.4
⑪	名塩さくら台三丁目3番11	249.95	660		75.6
⑫	名塩さくら台三丁目3番12	249.99	660		75.6
⑬	名塩さくら台三丁目3番13	249.94	660		75.6
⑭	名塩さくら台三丁目3番14	249.99	660		75.6
成約済	名塩さくら台三丁目3番15	249.93	660		75.6
成約済	名塩さくら台三丁目3番16	259.41	685		78.4
成約済	名塩さくら台三丁目3番17	254.47	705		76.9
⑮	名塩さくら台一丁目6番1	690.47	2,160		951.0
	名塩さくら台一丁目6番2	2,453.73			

注1 分譲地は、現況有姿での引渡しとなります。必ず事前に現地確認をお願いします。

注2 分譲価格には、専用ごみステーションの共有持分も含まれています。

注3 申込受付期間終了後に空き区画が生じた場合は、再募集(抽選)します。

宅地分譲申込みの流れ

～詳しくは「宅地分譲実施要領」等を参照～

宅地分譲申込書の郵送

- ・申込受付期間：令和6年7月1日(月)～令和6年7月22日(月) 必着
- ・宅地分譲申込書に必要書類を同封して郵送(簡易書留)してください。

申込者へ受付票の発送

- ・発送期間：令和6年7月24日(水)～令和6年7月29日(月)
- ・7月31日(水)までに未着の場合は公社までお問合せください。
- ・申込者が1者(又は世帯)のみの場合は、「契約のご案内」を送付します。
- ・申込者が複数の場合は抽選を行います。

抽選日(購入者の決定)

- ・令和6年8月8日(木) 午前10時より

宅地売買契約の締結

- ・宅地売買契約の締結期限は、令和6年8月30日(金)まで。
- ・売買契約締結時までに契約保証金(1区画につき100万円)を指定口座へ振り込んでください(売買代金全額の振込も可)。
【振込先(指定口座)】三井住友銀行 西宮支店 普通 1213475
西宮市土地開発公社 理事長 荒岡 晃彦
(ニシノミヤシトチカイハツコウシャ リジチョウ アラオカ アキヒコ)
- ・宅地売買契約は土地開発公社で行います。必ず契約者が出席してください。

所有権移転登記・引渡し

- ・所有権移転登記の前に、宅地売買代金全額の支払いが必要です。
- ・残金の支払期限は令和6年9月30日(月)まで。
- ・売買代金全額の支払いがあった場合、速やかに宅地を契約者に引渡し、所有権移転登記を行います。

申込みについて(宅地分譲実施要領)

この要領に違反した場合には、申込み、抽選、契約その他、宅地売買に関する一切を取り消します。

西宮市土地開発公社（以下「当公社」という。）が実施する宅地分譲への申込みを希望する場合は、この宅地分譲実施要領（以下「要領」という。）等を熟読のうえ、必ず事前に現地を確認後、所定の宅地分譲申込書と誓約書、必要書類を添付して、申込期間内に当公社へ郵送(簡易書留)してください。

1 申込者及び共有者の資格等

(1) 申込者及び共有者の資格

宅地分譲への申込みを希望する場合は、次のア、イの要件を満たさなければ申込みできません。

ア 申込後、当公社が指定する期限までに、売買代金全額の支払いが確実にできる個人、法人及び宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）とする。

イ 個人の申込者及び共有者は、満18歳以上の者とする。

(2) 申込みができない申込者及び共有者

次のいずれかに該当する者は、前記「(1)申込者及び共有者の資格」に該当しても申込みはできません。

ア 宅地売買契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者及び破産者で復権を得ていない者

イ 当公社の宅地売買契約条項に違反し又は違反行為に関与した者で、当公社が知った日から3年を経過していない者

ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に分譲地を供しようとする者

エ 「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

2 申込み区画数の制限

(1) 個人の申込みは世帯単位です。世帯を分離しての複数区画の申込みはできません。

(2) 個人の申込みは2区画まで可能です。なお、宅地売買契約の締結前であれば、購入を辞退することが可能です。ただし、辞退届を提出していただく必要があります。

(3) 法人及び宅建業者の申込みは区画数の制限はありません。ただし、購入決定した区画に関しては、全区画について宅地売買契約を締結していただきます（宅地売買契約締結前であっても、購入を辞退することはできません）。

(4) 複数区画を申込み場合は、当該区画数分の申込書・誓約書が必要です。必要書類各1通とあわせて郵送してください。

〈例〉 個人(共有者なし)が2区画申込み場合

申込書・誓約書各2通と、住民票・印鑑登録証明書各1通が必要となります。

(5) 普通郵便による不着等のトラブルを防ぐため申込みは郵送(簡易書留)のみとします。

(6) 制限を超える申込みがあった場合は、全てを無効とします。

3 購入者の決定

(1) 申込者が1人の場合は、申込み期間終了後、契約に必要な事項を明記した文書を郵送します。

(2) 申込者が複数あった場合は、抽選(受付番号順のくじ引き)により購入者を決定します。抽選の日時や場所等については別途文書で通知します。

4 分譲地の用途等の制限

(1) 個人及び法人は、宅地売買契約締結の日から1年を経過する日までは、購入した土地を自己居住用住宅用地として使用しなければなりません。また、宅地売買契約締結の日から1年を経過する日までは、購入した土地を更地で転売することはできません。

(2) 宅建業者は、宅地売買契約締結の日から1年を経過する日までは、購入した土地を更地で転売できません。ただし、建築条件付物件（建売住宅）として売買する場合は、この限りではありません。

(3) 前記(1)、(2)の制限については宅地売買契約に明記し、違反した場合は、違約金及び契約解除の条項に該当します。

5 宅地分譲申込書と必要書類等

(1) 共通

- ア 申込書：当パンフレットの「宅地分譲申込書（11ページ）」に必要事項を記入し、押印（実印）のうえ、申込期間内に当公社窓口へ郵送（簡易書留）してください。
- イ 誓約書：当パンフレットの「誓約書（12ページ）」に必要事項を記入し、押印（実印）のうえ、申込期間内に当公社窓口へ郵送（簡易書留）してください。

(2) 申込者別の添付必要書類等一覧 <<○のものがが必要です。>>

区分	申込者 (個人)	共有者 (個人)	法人	宅建業者 (法人)	宅建業者 (個人)
「世帯全員の住民票」(個人)	○	○			○
「印鑑登録証明書」(個人)	○	○			○
「履歴事項全部証明書」(法人)			○	○	
「印鑑証明書」(法人)			○	○	
「宅地建物取引業者免許証」(写し)				○	○

※ 共有者が申込者と別世帯の場合は、共有者の「世帯全員の住民票」も提出してください。

※ 「世帯全員の住民票」及び「印鑑登録証明書」、「履歴事項全部証明書」及び「印鑑証明書」は発行日から3カ月以内のものに限ります。

(3) 申込審査

当公社の宅地分譲申込書受付後の審査において、申込資格等に違反等が認められた場合は申込みを取消します。

6 売買代金や契約保証金の支払い及び宅地売買契約の締結

- (1) 購入決定者には、契約締結と所有権の移転登記に必要な事項を明記した文書を郵送します。
- (2) 法人の購入決定者には、(1)の文書の他に「役員等の名簿」を郵送します。ご記入のうえ、宅地売買契約締結時に提出してください。
- (3) 宅地売買契約の締結時には、購入決定者が実印と契約金額に応じた収入印紙を持参してください。
- (4) 購入決定後に購入辞退を希望する場合は、宅地売買契約を締結するまでに辞退届（申込者氏名と実印があれば任意様式可）を提出してください。（法人・宅建業者は除く。）
- (5) 宅地売買契約の締結時までに、1区画につき100万円の契約保証金を振り込んでください（売買代金全額の振込みも可）。契約保証金の振込みが確認できない場合は、宅地売買契約の締結はできません。
- (6) 宅地売買契約を締結期限までに締結しない場合は、購入決定者の権利を取り消します。（法人・宅建業者は除く。）
- (7) 売買代金の残金支払期限までに売買代金全額の支払いが確認できない場合は、宅地売買契約を解除し、契約保証金は返金しません。
- (8) 売買代金の残金支払期限は、令和6年9月30日(月)までです。

7 宅地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 宅地の引渡しは、売買代金全額の支払いが終了したことを確認した後、速やかに現況有姿で引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は当社が行いますが、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は購入者の負担となります。なお、登録免許税の領収証書(コピー不可)は所有権移転登記に必要ですので、必ず売買代金残金の振込みの前に、当公社へ提出してください。
- (3) 抵当権設定の登記がある場合は、事前にお知らせください。
- (4) 所有権移転登記完了後、「登記識別情報通知」を当公社においてお渡しします。

8 売買代金以外に購入者が負担する費用等

- (1) 「宅地売買契約書」に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) 購入者を義務者として課される公租公課（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）
- (4) 宅地分譲申込みに必要な書類費用（世帯全員の住民票、印鑑登録証明書等）

※ 詳細については、関係機関にお問合せください。

物 件 調 書(重要事項説明)

令和6年4月1日現在

所在地	地番	西宮市名塩さくら台三丁目3番(分譲番号①~⑱)				
	住居表示	西宮市名塩さくら台三丁目3番街区				
地目	(公簿)宅地	現況	更地			
面積	※公簿売買による	私道負担	なし			
地勢	ひな壇	道路状況	幅約6m市道			
区域区分	宅地造成工事規制区域	用途地域	第1種低層住居専用地域			
建ぺい率	50%	容積率	100%			
高度地区	第1種高度地区	防火地域	-			
その他制限	西宮名塩さくら台地区地区計画/西宮名塩さくら台緑地協定					
電気	関西電力(引込済)	ガス	大阪ガス(引込済)			
上下水道	西宮市上下水道局(引込済)					
最寄り駅	JR福知山線(宝塚線)「西宮名塩駅」から阪急バス「さくら台」行き約15分					
交通機関	「さくら台」バス停から徒歩2~4分					
境界	道路明示	換地処分	境界確認	換地処分	境界標	現存
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスバリケード等の残置物があります。 ・掘込車庫や擁壁の構造図はありません。宅地の地積測量図はありません。 ・擁壁、掘込車庫、階段等構造物を補修・補強・修復する場合の費用は購入者の負担です。 ・宅地の地中から埋め戻しの土砂、岩盤、岩石、転石等が出現する可能性があります。建築工事等の支障になる場合、これら地中埋設物の撤去処分費用は購入者の負担です。 ・購入者へは専用ごみステーション(名塩さくら台3丁目2番17又は同町4番18土地/いずれも雑種地)の所有権(共有持分)も移転するため、その維持管理は共有者全員で行ってください。 ・宅地は、本物件調書に記載のとおり、現況有姿で引き渡します。申込み前に必ず申込者自身で現況(排水施設、ごみステーション、街灯、掲示板、電柱・支線、バス停の位置等)を確認してください。現況と異なる場合は現況を優先します。 					

令和6年4月1日現在

所在地	地番	西宮市名塩さくら台一丁目6番(分譲番号⑱)				
	住居表示	西宮市名塩さくら台一丁目6番街区				
地目	(公簿)宅地	現況	更地、雑木林			
面積	※公簿売買による	私道負担	なし			
地勢	ひな壇	道路状況	幅約6m市道			
区域区分	宅地造成工事規制区域	用途地域	第1種低層住居専用地域			
建ぺい率	50%	容積率	100%			
高度地区	第1種高度地区	防火地域	-			
その他制限	西宮名塩さくら台地区地区計画/西宮名塩さくら台緑地協定					
電気	関西電力(引込済)	ガス	大阪ガス(引込済)			
上下水道	西宮市上下水道局(引込済)					
最寄り駅	JR福知山線(宝塚線)「西宮名塩駅」から阪急バス「さくら台」行き約15分					
交通機関	「さくら台1丁目」バス停から徒歩約4分					
境界	道路明示	換地処分	境界確認	換地処分	境界標	一部滅失
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地のうち、名塩さくら台一丁目6番1土地の地積測量図は存在しません。 ・宅地には、樹木及び雑木並びに伐採木及び剪定枝が存在するほか、宅地の地中から埋め戻しの土砂、岩盤、岩石、転石等が出現する可能性があります。建築工事等の支障になる場合、これら地中埋設物等の撤去処分費用は購入者の負担です。 ・購入者へは専用ごみステーション(名塩さくら台1丁目4番9土地/雑種地)の所有権(共有持分)も移転するため、その維持管理は共有者全員で行ってください。 ・宅地は、本物件調書に記載のとおり、現況有姿で引き渡します。申込み前に必ず申込者自身で現況(排水施設、ごみステーション、街灯、掲示板、電柱・支線、バス停の位置等)を確認してください。現況と異なる場合は現況を優先します。 					

宅地売買契約書

売主 西宮市土地開発公社（以下「甲」という。）と買主 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、次のとおり宅地売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末記土地（以下「本件宅地」という。）を現況有姿で乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 前条の売買代金は、金 円とする。
2 乙は、本契約締結時に契約保証金として、金 1,000,000円を甲が指定する口座へ振込む方法により支払う。
3 乙は、令和 年 月 日までに残金の金 円を甲が指定する口座へ振込む方法により支払う。

（契約保証金の放棄）

第3条 乙は、前条第3項に定める日までに、同条第2項の契約保証金を放棄して、本契約を解除することができるものとする。

（本件宅地の引渡し）

第4条 甲は、第2条第1項の売買代金全額の支払いがあったときは、速やかに本件宅地を乙に現況有姿にて引渡し、同時に本件宅地の所有権は甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の売買代金の支払いが完了したときに、遅滞なく本件宅地の所有権移転登記を行うものとする。
2 前項の登記に必要な登録免許税及び印紙代等の経費は、乙の負担とする。

（転売禁止）

第6条 乙は、本契約締結日から1年を経過する日までは、本件宅地を更地で転売することはできない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第7条 乙は、本件宅地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。
2 乙は、本件宅地を譲渡する場合には、その譲渡を受けた者に対し、前項に規定する公序良俗に反する用途に使用してはならない旨を承継させなければならない。

（実地調査等）

第8条 乙は、甲が前2条の履行状況を確認するため、随時に全部事項証明書等の提出及び実地調査等を求めた場合は、協力しなければならない。

（違約金）

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する違約金を甲に支払わなければならない。
（1）第6条又は前条の規定に違反した場合、第2条第1項の売買代金の1割相当額
（2）第7条の規定に違反した場合、第2条第1項の売買代金の3割相当額
（3）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当することが所有権移転登記後に判明した場合、第2条第1項の売買代金の3割相当額

（契約解除）

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。
2 前項の規定により、甲が本契約を解除したときは、次の各号によるものとする。
（1）甲は、乙に対し契約保証金を除く既納の売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。
（2）甲は、前号の外、本契約に基づいて乙が本件宅地に支出した必要費、有益費その他一切の費用を負担しないものとする。

（原状回復義務）

第11条 前条第1項の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、自己の費用と責任において、本件宅地を原状に回復し、甲が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を被ったときは、乙に対しその損害の賠償請求をすることを妨げないものとする。ただし、第9条各号に規定する事項に該当する場合は、当該各号に規定する違約金とする。

(返還金と違約金及び損害賠償金との相殺)

第13条 甲は、第10条第2項第1号の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が第9条に規定する違約金及び前条に規定する損害賠償金を甲に対し支払うべき義務があるときは、当該違約金及び損害賠償金と返還する売買代金とを対当額にて相殺することができるものとする。

(公租公課等の負担)

第14条 本件宅地にかかる公租公課は、所有権移転登記後は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第15条 本契約に係る契約不適合については、乙は甲に対して、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約解除について、引渡しの日から2年以内に協議を申出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(契約不適合責任の免責)

第16条 甲は前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する構造物、残置物、埋設物は、現況有姿で乙に引き渡し、甲は乙に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとする。

- (1) 本件宅地に付帯する擁壁、掘込式ガレージ、階段等の構造物
- (2) 本件宅地造成工事の際の埋戻し土砂及び埋戻し割石等
- (3) 本件宅地造成工事以前から存在する岩盤及び転石を含む地中埋設物
- (4) 本件宅地に存する樹木及び雑木並びに伐採木及び剪定枝

(容認事項)

第17条 乙は、次表に定める容認事項を確認し、その内容を容認のうえ、本件宅地を買い受けるものとする。

容認事項
(1) 本件宅地は、現況有姿で引き渡すものとし、引渡し後は、本件宅地内外の土壌、構造物、工作物及び供給設備の補修、移設、撤去及び再築造並びに樹木の剪定、除草について、甲は対応しない。
(2) 本件宅地引渡し後は、近隣地権者との協議等について、甲は対応しない。
(3) 水道管、ガス管等の公共埋設物が、設置者の提供する図面に相違があったことにより、本件宅地内に存在し、それらの撤去移設等を求める場合は、乙が設置者と対応を協議するものとする。
(4) 本件宅地は、土壌汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査等を行っていない。
(5) 本件宅地の周辺環境及び近隣関係は、変化する場合がある。

(信義誠実の義務)

第18条 甲乙双方は、信義誠実の義務をもって、本契約の履行に努めなければならない。

(定めのない事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

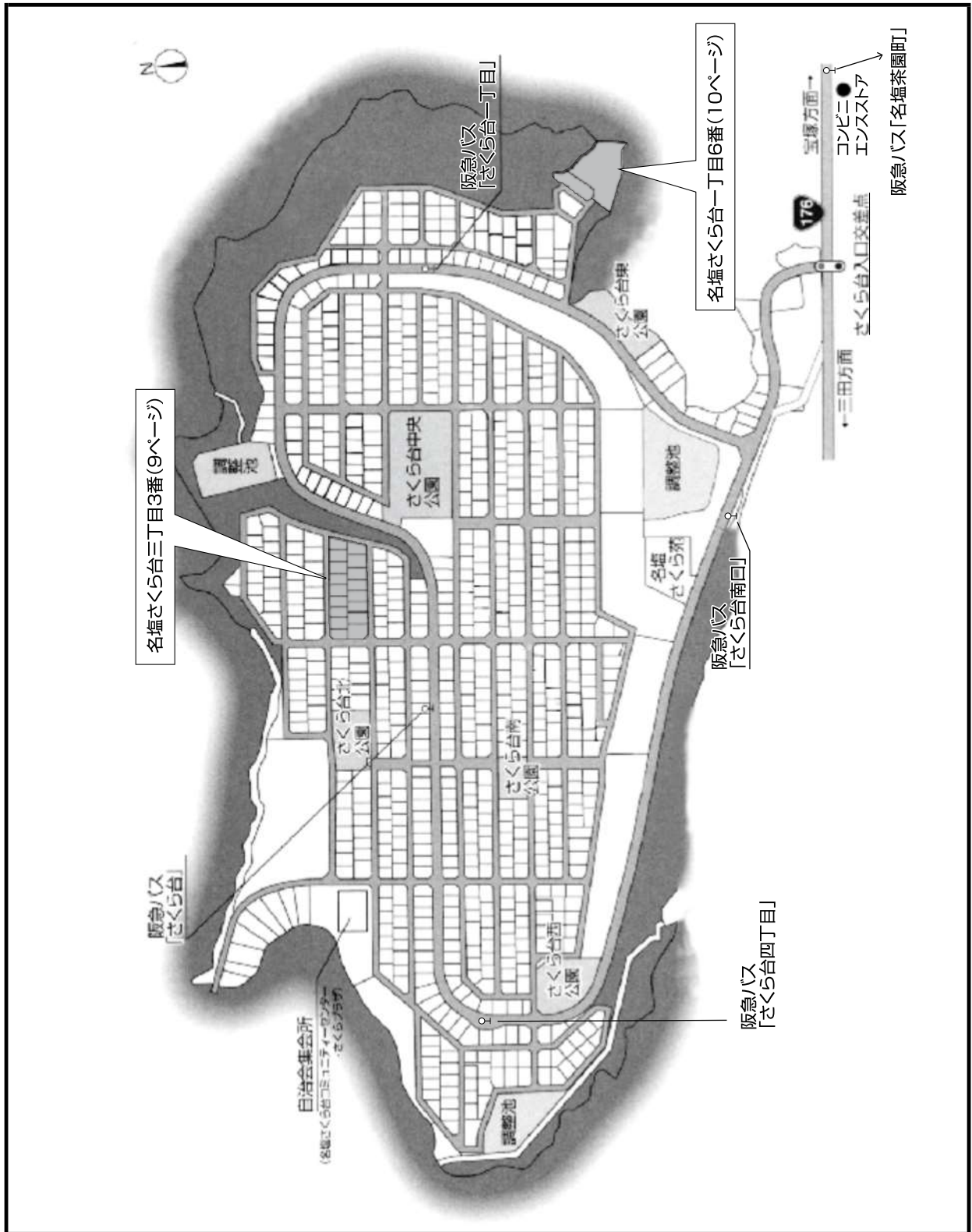
令和 年 月 日

「甲」 西宮市六湛寺町3番1号
西宮市土地開発公社
理事長

「乙」
○○ ○○

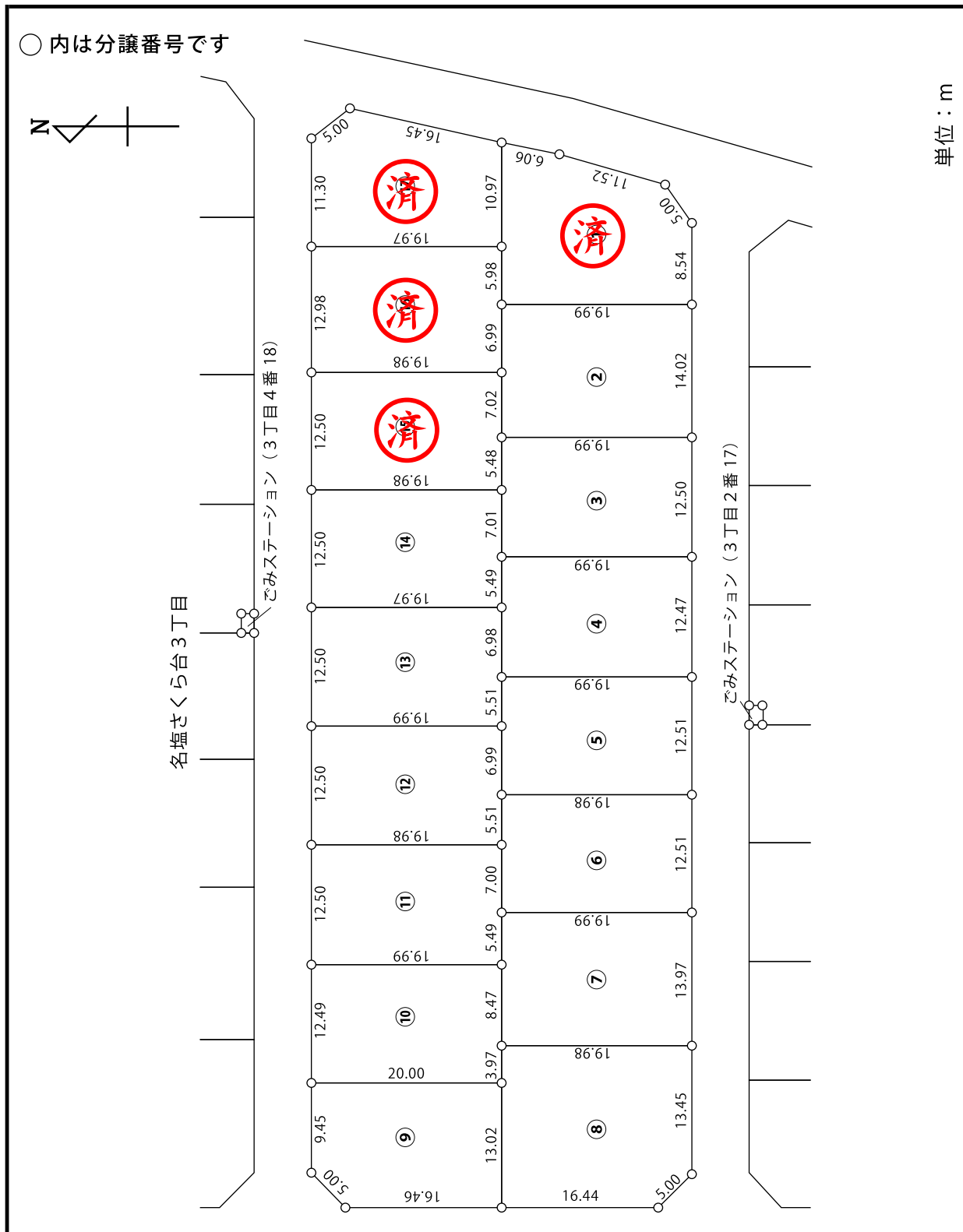
※ 本件宅地の表示は省略

位置図



画 図（分譲番号①～⑱）

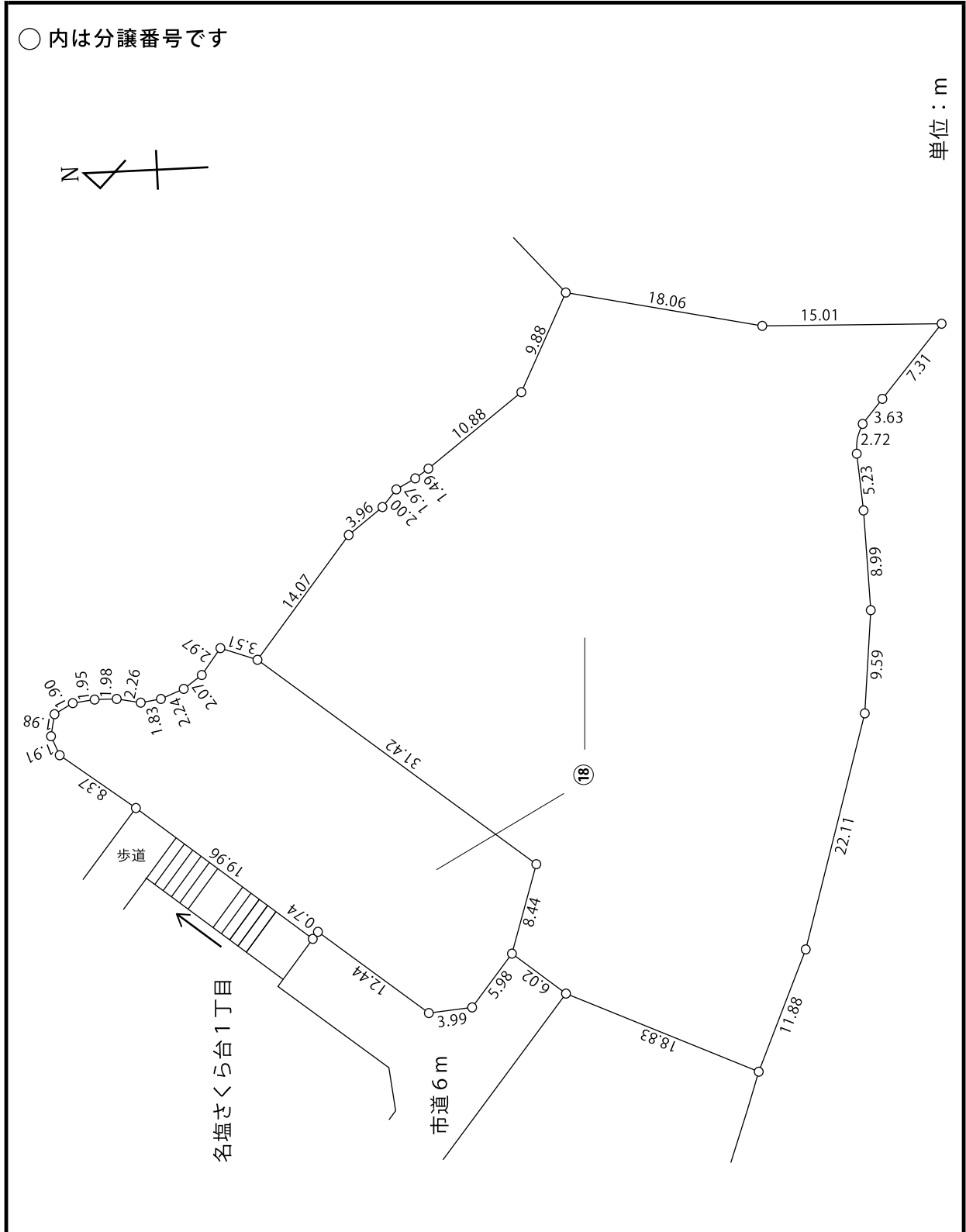
本図は、現地の概要をあらわしている図です。必ず申込者ご自身で事前^に現況をご確認ください。
 なお、現況と異なる場合は、現況を優先します。



画 図（分譲番号⑱）

本図は、現地の概要をあらわしている図です。必ず申込者ご自身で事前に現況をご確認ください。
 なお、現況と異なる場合は、現況を優先します。

※境界線の曲がり部分等の短い間隔で折れが生じている部分に関して、便宜上、直線とみなして、
 辺長をまとめて（合計して）表記しているところがあります。



令和6年度西宮市「名塩さくら台」宅地分譲申込書
複数申込みの場合は、申込み区画数分をコピーして使用してください。

宅地分譲実施要領等を遵守し、西宮市土地開発公社が実施する宅地分譲に申込みます。

1. 申込分譲番号

2. 申込者

ふりがな			共有者ありの場合 申込者の持分
氏名 <small>(法人は商号 代表者の 資格・氏名)</small>	(実印)		
住所 <small>(本社住所)</small>	〒 —		
電話番号	(— —)		
昼間の連絡先	(— —) 担当：		
勤務先	名称		
	電話番号	(— —)	

3. 共有者 (宅地売買契約で共有者がいる場合は記入してください。)

ふりがな			申込者との関係	持分割合
氏名 <small>(法人は商号 代表者の 資格・氏名)</small>	(実印)			分の
住所 <small>(本社住所)</small>	〒 —			

注) 1 氏名、住所等は、住民票又は履歴事項全部証明書のとおりに入力してください。

注) 2 共有の場合、共有者の下記の個人等区分に応じた必要書類も提出してください。

必要書類 ※発行日から3か月以内のもの (宅建業者における宅地建物取引業者免許証 (写し) は除く)

個人	住民票 (世帯全員分)、 印鑑登録証明書
法人	履歴事項全部証明書、 印鑑証明書
宅建業者	上記のもの 及び 宅地建物取引業者免許証 (写し)

添付書類点検欄 住民票 印鑑登録証明書 誓約書 宅地建物取引業者免許証(写し)
 履歴事項全部証明書 印鑑証明書

誓約書

複数申込みする場合は、申込み区画数分をコピーして使用してください。

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、西宮市長又は西宮市土地開発公社理事長（以下「西宮市長等」という。）がこの誓約書の写し及び役員等の名簿その他西宮市長等が必要と認める書類の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長等が警察署長に下記のことについて意見聴取（文書照会）すること及び、警察署長から得た情報を西宮市長等が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市上下水道事業管理者その他実施機関と共有することについて同意する。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号）、暴力団員（条例第2条第2号）又は暴力団密接関係者（条例第2条第3号）に該当しないこと。
- 2 上記1に該当する者を、宅地分譲パンフレット記載の抽選、契約、その他購入に関する一切の業務の代理人としないこと。
- 3 上記2の一連の手続きに関与する代理人に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ誓約書及び役員等の名簿その他西宮市長等が必要と認める書類を求め、速やかに西宮市長等に提出すること。
- 4 この誓約書に違反したときには、西宮市長等が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 6年 月 日

西宮市長等 殿

※ 個人の場合 → 氏 名 (実印)

住 所

※申込書印と同じです。

※ 共有者ありの場合 → 氏 名 (実印)

住 所

※申込書印と同じです。

※ 法人の場合 →

商 号

本 店

代表者の
資格・氏名

(代表者印)

※申込書印と同じです。

建物計画に伴う制限・規制等の担当窓口便覧

建築等に当たっては、下記の関係法令等による届出や許可を必要とする場合がありますので、宅地の購入又は申込みに際しては、事前に担当窓口への確認、又は問合せをお願いします。

令和6年4月1日現在

1. 都市計画法・建築基準法等の問合せ先

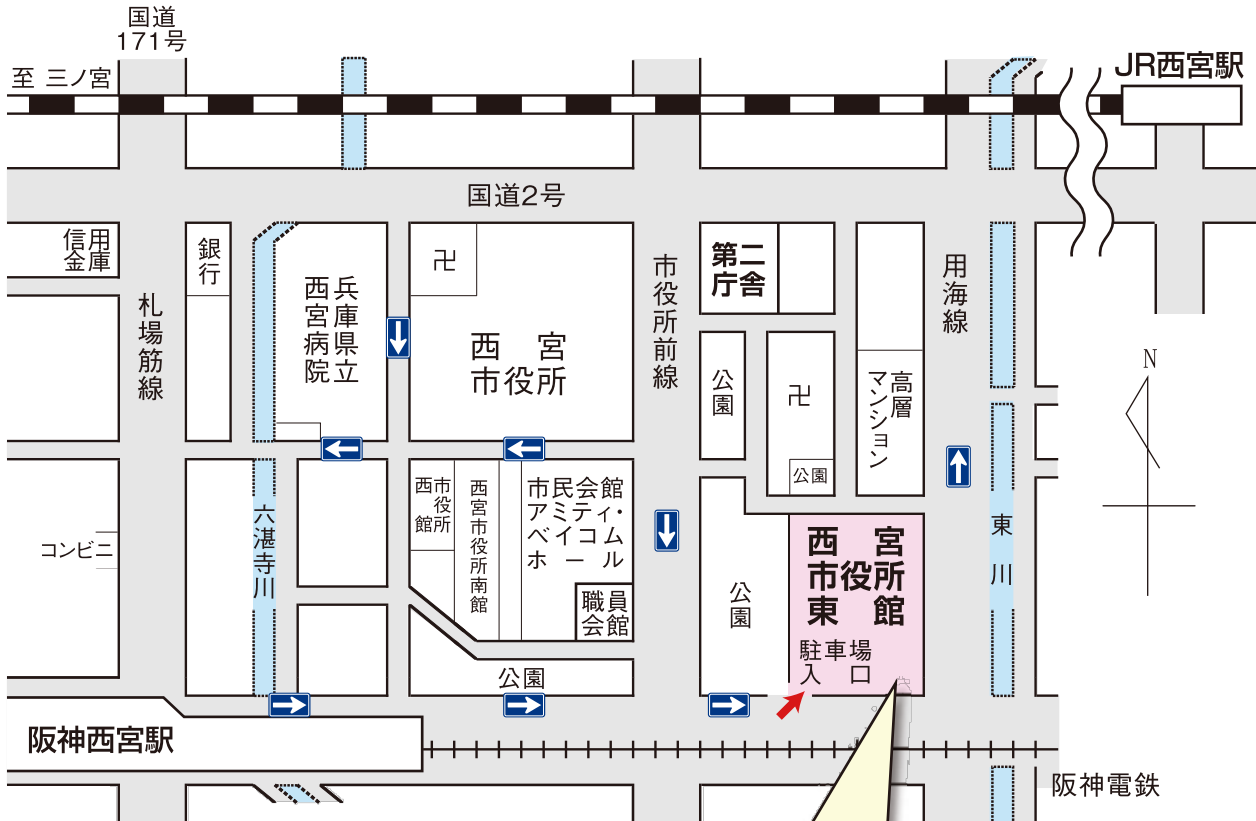
法令等に基づく制限	1) 市街化区域の内外に関する事 2) 用途地域の指定と建築制限に関する事 3) 建ぺい率の制限に関する事 4) 容積率の制限に関する事 5) 高度地区の指定と制限に関する事 6) 地区計画の指定と制限に関する事 7) 風致地区の指定と制限に関する事 8) 特別用途地区の指定と制限に関する事 9) 防火地域等の指定と制限に関する事 10) その他の地域・地区等の指定と制限に関する事 11) 宅地造成工事規制区域の指定と基準に関する事 12) その他関係法令・条例等の指定と制限に関する事	都市計画課 0798-35-3603 建築指導課 0798-35-3918 開発指導課 0798-35-3691 開発審査課 0798-35-3492 建築調整課 0798-35-3692 ※地区計画の届出について 開発指導課 0798-35-3620 ※緑地協定について 花と緑の課 0798-35-3683
-----------	--	---

2. 供給施設等の照会先

供給施設	上水道	西宮市上下水道局電話受付センター	0798-32-2201 0797-61-1703 078-904-2481
	下水道	西宮市上下水道局・下水管理課	0798-32-2262
	ガス	大阪ガス(株)お客様センター	0120-794-817
	電気	関西電力(株)コールセンター	0800-777-8043
	電話	N T T 西日本 (局番なしの「116」) 又は	0800-200-0116

注) 上記以外の窓口等については、直接ご確認ください。

<お問合せ先>



西宮市土地開発公社

〒662-0918 西宮市六湛寺町3番1号

西宮市役所 東館7階（公共駐車場は5階まで）

TEL 0798-34-7262 FAX 0798-22-6544

お問い合わせ受付時間

9:00~12:00 / 13:00~16:00

西宮市ホームページ（ページ番号：61704803）

又は <https://www.nishi.or.jp/>

「くらし・手続き」⇒「すまい」⇒「宅地分譲」

簡易書留

〒662-0918 西宮市六湛寺町3番1号

西宮市土地開発公社 宛

名塩さくら台宅地分譲担当 行

切り取って申込み封筒の宛先にお使いください。